

契約手続、履行確認及び支出手続の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | |
|------------------|---|---|-------|----|-----|------------------|--|--|--|
| <p>今宮高等学校</p> | <p>下記の業務委託契約について、受注者から徴取した見積書に発行年月日の記載がなかった。また、契約書（仕様書）で定める必要な届出等が受注者からなされていなかった。さらに、請求書の原本を徴取することなく、支払手続を行っていた。</p> <p>委託名称 英語検定2級・準2級対策講座（550,560円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 特記仕様書II個人情報取扱特記事項第3） 授業計画書（契約書第8条及び仕様書10） 業務報告書（契約書第13条第3項） | <p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （支出の方法） 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出の命令） 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第3節 支出命令 3 支出命令(支出命令審査)の留意点</p> <table border="1" data-bbox="1389 1249 2427 1780"> <thead> <tr> <th>留意点</th> <th>説明</th> <th>法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 必要書類は添付されていますか</td> <td>（第10節 節別必要添付書類 参照） ※請求書について 地方財務実務提要によると、請求書とは、債権者が地方公共団体に対して有する債権額の支払いを請求する書類であって、債権債務関係を確定する一手段です。このことから、請求書は、正当債権者が発行したもので、その意思が正しく表示されたものでなくてはならず、経理担当者が債権者から直接受理したものであるから間違いは無いというのではなく、第三者(出納機関も当然含まれます。)が見ても、正当なものとして確認できなければなりません。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> | 留意点 | 説明 | 法令等 | 6 必要書類は添付されていますか | （第10節 節別必要添付書類 参照） ※請求書について 地方財務実務提要によると、請求書とは、債権者が地方公共団体に対して有する債権額の支払いを請求する書類であって、債権債務関係を確定する一手段です。このことから、請求書は、正当債権者が発行したもので、その意思が正しく表示されたものでなくてはならず、経理担当者が債権者から直接受理したものであるから間違いは無いというのではなく、第三者(出納機関も当然含まれます。)が見ても、正当なものとして確認できなければなりません。 | | <p>検出事項について、原因は見積書、請求書をはじめ、契約書、仕様書等により受注者から徴する必要がある書面の確認を十分に行えていなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、契約事務に係る事務手続を的確に行うよう、事務室職員を対象に会計事務研修を行った。</p> <p>併せて、契約書、仕様書の規定により受注者から書面を徴する必要のあるものについて、的確に書面の提出が行われているか確認を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> |
| 留意点 | 説明 | 法令等 | | | | | | | |
| 6 必要書類は添付されていますか | （第10節 節別必要添付書類 参照） ※請求書について 地方財務実務提要によると、請求書とは、債権者が地方公共団体に対して有する債権額の支払いを請求する書類であって、債権債務関係を確定する一手段です。このことから、請求書は、正当債権者が発行したもので、その意思が正しく表示されたものでなくてはならず、経理担当者が債権者から直接受理したものであるから間違いは無いというのではなく、第三者(出納機関も当然含まれます。)が見ても、正当なものとして確認できなければなりません。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|--|---|--|------------------|--|--------------|---------------------|---|--|--|
| | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1397 285 1584 709"></td> <td data-bbox="1584 285 2294 709"> <p>以上のことから、適法な請求書とは、次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>(1)債権者の表示（住所、氏名(法人にあつては、法人名及び代表者の氏名)並びに押印)</p> <p>(2)債務者の表示</p> <p>(3)債権の内容</p> <p>(4)請求金額</p> <p>(5)請求年月日</p> <p>となっています。(地方財務実務提要P3075) (以下略)</p> </td> <td data-bbox="2294 285 2436 709"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 709 1584 888">7 正当債権者のための支出ですか</td> <td data-bbox="1584 709 2294 888"></td> <td data-bbox="2294 709 2436 888">地方自治法第232条の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 888 1584 1066">(1)債権者名に誤りは、ありませんか。</td> <td data-bbox="1584 888 2294 1066"> <p>・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</p> </td> <td data-bbox="2294 888 2436 1066"></td> </tr> </table> <p>【見積書、納品書及び請求書などの日付記載について（通知）（抜粋）】 (平成22年3月26日付け会第3415号 会計局長通知) 業者等から提出される納品書及び完了届については納品日又は完了日、見積書及び請求書については発行年月日が記載されているものを提出するよう依頼し、日付の記載を確認の上受領すること。</p> | | <p>以上のことから、適法な請求書とは、次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>(1)債権者の表示（住所、氏名(法人にあつては、法人名及び代表者の氏名)並びに押印)</p> <p>(2)債務者の表示</p> <p>(3)債権の内容</p> <p>(4)請求金額</p> <p>(5)請求年月日</p> <p>となっています。(地方財務実務提要P3075) (以下略)</p> | | 7 正当債権者のための支出ですか | | 地方自治法第232条の5 | (1)債権者名に誤りは、ありませんか。 | <p>・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</p> | | |
| | <p>以上のことから、適法な請求書とは、次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>(1)債権者の表示（住所、氏名(法人にあつては、法人名及び代表者の氏名)並びに押印)</p> <p>(2)債務者の表示</p> <p>(3)債権の内容</p> <p>(4)請求金額</p> <p>(5)請求年月日</p> <p>となっています。(地方財務実務提要P3075) (以下略)</p> | | | | | | | | | | | |
| 7 正当債権者のための支出ですか | | 地方自治法第232条の5 | | | | | | | | | | |
| (1)債権者名に誤りは、ありませんか。 | <p>・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</p> | | | | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月29日）